

番 号 : 150587

国 名 : 全世界

担当部署 : 社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名 : チュニジア・カメルーン国2015年度国別ジェンダー情報整備調査 (ジェンダー分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ジェンダー分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年9月上旬から2016年2月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.80M/M、現地 0.93M/M、合計 2.73M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 帰国後整理期間
14日 28日 22日
(チュニジア 10日)
(カメルーン 18日)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月19日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - 1) 業務方針の基本方針 16点
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - 1) 類似業務の経験 44点
 - 2) 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - 3) 語学力 16点
 - 4) その他学位、資格等 12点

(計100点)

類似業務 :	ジェンダーに関する各種調査
対象国/類似地域 :	チュニジア・カメルーン/全途上国
語学の種類 :	仏語または英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

開発援助においては、1960年代から、開発途上国の女性の開発への参加及び女性の地位向上が重要であることが認識され、特に1970年代以降になると、「開発と女性（WID: Women in Development）が開発課題として重視されるようになった。1980年代には、WIDのように女性を問題として捉えるのではなく、「男性と女性の相対的な関係」や「女性に差別的な制度や社会システム」を変えていく必要があるとする考え方「ジェンダーと開発（GAD: Gender and Development）」が重視されるようになり、GADを定着させる方法論として、「ジェンダー主流化」が国際社会で重視されるようになった。ジェンダー主流化は、全ての開発政策、施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、ジェンダーの視点に立って開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスである。

日本政府は、2013年及び2014年の国連総会での首相演説でODAでのジェンダー平等やエンパワメントへの積極的な支援について表明しており、2015年2月に閣議決定した開発協力大綱において、人間の安全保障の推進としてジェンダー平等視点の重要性を打ち出している。

このような動きの中、JICAでは、中期目標・計画で「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」に取り組むことを掲げている。JICAは1996年度以来計80の援助対象国においてジェンダー情報整備調査を実施し、援助対象国におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する案件形成や、各セクター事業におけるジェンダーの視点の組み込みの促進を図っている。

本業務は、チュニジアとカメルーンを対象とし、当該国の基本的なジェンダー関連情報取りまとめと、JICAが事業を実施する上で必要なジェンダー視点の整理を行い、事業（援助方針策定から計画立案、事業運営、モニタリング・評価まで）におけるジェンダー主流化を促進することを目的とし実施するものである。

なお、本調査により作成する報告書（和文及び英文）は、他国際協力機関関係者等、幅広く関心を持つ層に活用してもらえようJICAホームページ上で外部公開する予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ジェンダー基礎情報収集及び報告書取りまとめのために必要な以下の業務を行う。

（1）調査方針

1）チュニジア

- ア 2004年度に当該調査を実施しているため、基礎指標や女性の概況とジェンダーに関する政府の取組については情報の更新に留める。ただし、2014年度に実施した「民間セクター分野におけるジェンダー主流化調査（チュニジア）」の調査結果も参照すること。
- イ JICA事業においてジェンダー主流化の促進を検討している民間セクターについてジェンダーの状況、課題、政府の取組、JICAおよび他援助機関の支援等について情報を取りまとめるとともに、既存・新規案件におけるジェンダー視点に立ったレビュー・提言を行う。

2）カメルーン

- ア 初めての当該調査となるため、基礎指標や女性の概況とジェンダーに関する政府の取組について情報を収集する。
- イ JICA事業においてジェンダー主流化の促進を検討している農業・農村開発、環境保全及び民間セクター開発の分野について、各分野のジェンダーの状況、課題、政府の取組、JICAおよび他援助機関の支援等について情報を取りまとめるとともに、既存・新規案件におけるジェンダー視点に立ったレビュー・提言を行う。

（2）調査項目

1）基礎指標：

社会経済関連指標、教育関連指標、保健医療関連指標、ミレニアム開発目標（MDGs）指標、ジェンダー関連指標等

- 2) 当該国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取組：
 - 地域性、宗教、民族等の視点を踏まえたジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律等を含む）、ジェンダーに関する政府の取組（政策・制度、開発計画等）、ジェンダー平等推進のための国内本部機構（ナショナル・マシナリー）の現状と課題（ナショナル・マシナリーの構造、機能・権限、事業、予算、ジェンダー主流化の実施体制）等
- 3) 主要セクターにおけるジェンダー状況：
 - ア チュニジア
 - 民間セクター開発
 - イ カメルーン
 - 民間セクター開発、農業・農村開発、環境保全
- 4) JICA事業におけるジェンダー主流化状況のレビュー及びジェンダー主流化に向けた教訓
 - 下記の対象案件に関し、以下の点を踏まえて今後の事業展開へのジェンダー主流化を促進するための教訓を抽出する。形成中の案件については、案件形成においてジェンダーの視点に立った提言を行う。
 - ア 案件の中にジェンダー視点がどのように組み込まれているか／いないか
 - イ 対象地域のジェンダー課題（対象地域の女性の状況（ジェンダーに関連する社会規範・慣習（社会活動上の制約、ジェンダーに基づく暴力の状況など）、性別毎の役割分担、意思決定プロセスへの女性の参画状況等）
 - ウ 当該セクターにおけるジェンダー関連政策・制度、C/P機関やJICAのジェンダーに係る方針・関係者の意向等
 - エ ジェンダー視点を組み込んだことによるインパクト（プロジェクトによりジェンダーギャップが助長されていないか、プロジェクトで更にジェンダーギャップを縮める工夫が可能なか等の視点も含める）

【対象案件】

※以下の案件について既存資料によりレビューする。現地調査については、安全管理情報、地理的条件等を踏まえ、以下プロジェクトより選定。

- (ア) チュニジア：
 - 品質・生産性向上プロジェクト（技術協力プロジェクト）
 - 品質・生産性向上プロジェクト フェーズ2（技術協力プロジェクト）
 - ボルジュ・セドリア・テクノパークを中心とした産官学連携促進専門家（有償勘定技術支援）
- (イ) カメルーン：
 - 熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト（技術協力プロジェクト）
 - 中小企業振興マスタープラン策定調査（開発計画調査型技術協力）
 - 中小企業振興政策支援アドバイザー専門家派遣（個別案件（専門家））

- 5) 国際機関、NGO、その他の機関のジェンダー関連戦略及び援助事業
- 6) 当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点
 - セクター別／地域別／社会特性（宗教、民族等）別、もしくは個別案件に対するジェンダー主流化に係る提言、ジェンダー平等や女性のエンパワメントを主眼に置いた案件形成に係る提言
- 7) ジェンダー関連の情報源（関連機関／組織・人材リスト、関連資料及び文献リスト）

(3) 調査工程

具体的担当事項は次のとおりとする。

1) 国内準備期間(2015年9月上旬～9月下旬)

ア JICA社会基盤・平和構築部及び他関連部署との打合せ及び資料レビューを通じ以下の項目を確認する。

- (ア) 対象国におけるJICAの事業実施方針、重点セクター、実施中JICA事業
- (イ) 対象国以外で実施しているJICAの品質・生産性向上（KAIZEN）に関する事業
- (ウ) 上記（ア）および（イ）を踏まえ、本調査で重点とするセクター及び調査対象案件

を含めた全体調査方針

- イ 上記アの結果を踏まえ、①調査方針（調査手法、重点セクター、調査対象案件等を含む）、②調査グリッド、③訪問先リスト、④日程案（すべて和文・英文）及び⑤調査説明用資料（英文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出する。（現地調査出発2週間前を目安）
- ウ 以下の項目に係る国内で収集可能な文献・報告書レビュー及び関係者インタビューを行い、データ及び情報を整理・分析する。
 - （ア）基礎指標（教育、保健、その他社会経済分野におけるジェンダー別基礎データ・統計の収集）
 - （イ）当該国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み
 - （ウ）主要セクターにおけるジェンダー状況
 - （エ）JICA事業におけるジェンダー主流化状況、課題
 - （オ）国際機関、他援助機関、NGO、その他の機関のジェンダー関連戦略及び援助事業
- エ 現地調査で訪問する機関のうち、事務所がアポイントメントの取り付けを行わない機関（一部の国際機関やNGO等）に関し、アポイントメントの取り付けを行う。
- オ 質問票（英文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部、現地JICA事務所に送付する。

2）現地派遣期間（チュニジア：2015年9月下旬～10月上旬：10日間）

- ア JICAチュニジア事務所と調査方針及び日程の確認を行う。
- イ 調査方針に沿って、以下の項目について現地で入手可能な文献・資料収集、関係者へのインタビュー調査等を行う。
 - （ア）基礎指標（教育、保健、その他社会経済分野におけるジェンダー別基礎データ・統計の収集）
 - （イ）当該国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み
 - （ウ）主要セクターにおけるジェンダー状況
 - （エ）JICA事業におけるジェンダー主流化状況、課題
 - （オ）国際機関、他援助機関、NGO、その他の機関のジェンダー関連戦略及び援助事業
- ウ 調査結果を取りまとめ、当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点を抽出する。
- エ JICAチュニジア事務所に調査結果を報告する。

3）現地派遣期間（カメルーン：2015年10月上旬～10月下旬：18日間）

- ア JICAカメルーン事務所と調査方針及び日程の確認を行う。
- イ 調査方針に沿って、以下の項目について現地で入手可能な文献・資料収集、関係者へのインタビュー調査等を行う。
 - （ア）基礎指標（教育、保健、その他社会経済分野におけるジェンダー別基礎データ・統計の収集）
 - （イ）当該国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み
 - （ウ）主要セクターにおけるジェンダー状況
 - （エ）JICA事業におけるジェンダー主流化状況、課題
 - （オ）国際機関、他援助機関、NGO、その他の機関のジェンダー関連戦略及び援助事業
- ウ 調査結果を取りまとめ、当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点を抽出する。
- エ JICAカメルーン事務所に調査結果を報告する。

4）帰国後整理期間（2015年10月下旬～1月下旬）

- ア 収集資料を整理・分析し、調査結果の取りまとめを行い、報告書（和文）ドラフトを作成する。
- イ JICA本部にて調査結果報告及び報告書（和文）ドラフト内容の説明を行う。
- ウ JICA関係部署からのコメントを取りまとめ、報告書ドラフト（和文）に反映させる。
- エ JICA内関係部署に内容確認を行い、報告書（和文）を完成させる。
- オ 報告書（和文）の内容に従い、報告書（英文）ドラフトを作成する。

カ JICA内関係部署に報告書（英文）ドラフトの内容確認を行い、報告書（英文）を完成させる。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）及び（２）とする。

（１）国別ジェンダー情報整備調査報告書（チュニジア）（和文及び英文、各3部）（簡易製本）

（２）国別ジェンダー情報整備調査報告書（カメルーン）（和文及び英文、各3部）（簡易製本）

（３）（１）及び（２）の電子データ（CD-R）2枚

※報告書の仕様は、JICA「[コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン](#)」（2014年11月）に基づくものとする。

※英文報告書については、提出前にネイティブチェックをかけること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「[コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン](#)」（2014年4月）（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃（本邦 - チュニジア - カメルーン - 本邦）及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

１）現地業務日程

チュニジア（9/27～10/6の予定）の調査後にカメルーン（10/7～10/24の予定）で調査を行う。

２）現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

（本調査へのJICA本部からの参团はありません。）

ジェンダー分析（本業務従事者）

３）便宜供与内容

当機構チュニジア／カメルーン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア 空港送迎

あり

イ 宿舎手配

あり

ウ 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ 通訳備上

必要に応じてあり（英⇄仏）

オ 現地日程のアレンジ

原則、機構がアレンジしますが、一部の国際機関やNGO等に関しては、本業務従事者から直接コンタクトを取っていただく場合があります。

カ 執務スペースの提供

なし

（２）参考資料

これまで作成された国別ジェンダー情報整備報告書は、下記URL内「[国別情報整備調査](#)」に掲載されています。

<http://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/more.html>

(3) 安全管理

JICAチュニジア事務所及びJICAカメルーン事務所の定める行動規制を遵守する。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(5) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。

以上